

令和元年10月北信広域連合議会定例会会議録（第1号）

北信広域連合告示 第3号

令和元年10月21日（月） 中野市豊田支所大会議室に開く。

令和元年10月21日（月） 午前10時開議

○ 議事日程（第1号）

- 1 開 会
- 2 会議録署名議員指名
- 3 会期等の決定
- 4 議案第 1号 令和元年度北信広域連合老人ホーム建設工事（継続費事業）変更請負契約の締結について
- 5 議案第 2号 令和元年度北信広域連合一般会計補正予算（第1号）
- 6 議案第 3号 令和元年度北信広域連合養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第1号）
- 7 議案第 4号 令和元年度北信広域連合特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第2号）
- 8 議案第 5号 平成30年度北信広域連合一般会計歳入歳出決算認定について
- 9 議案第 6号 平成30年度北信広域連合特別養護老人ホーム望岳荘事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 10 議案第 7号 平成30年度北信広域連合特別養護老人ホーム高社寮事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 11 議案第 8号 平成30年度北信広域連合養護老人ホーム高社寮事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 12 議案第 9号 平成30年度北信広域連合特別養護老人ホーム千曲荘事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 13 議案第10号 平成30年度北信広域連合養護老人ホーム千曲荘事業特別会計歳入歳

出決算認定について

- 1 4 議案第 1 1 号 平成 3 0 年度北信広域連合特別養護老人ホームいで湯の里事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 1 5 議案第 1 2 号 平成 3 0 年度北信広域連合特別養護老人ホーム菜の花苑事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 1 6 議案第 1 3 号 平成 3 0 年度北信広域連合特別養護老人ホームふるさと苑事業特別会計歳入歳出決算認定について

○ 本日の会議に付した事件 …… 議事日程に同じ

○ 出席議員 次のとおり（22名）

1 番 江 田 宏 子 議員	1 3 番 川久保 政 弘 議員
2 番 宇 塚 千 晶 議員	1 4 番 町 田 博 文 議員
3 番 高 山 祐 一 議員	1 5 番 布施谷 裕 泉 議員
4 番 西 澤 一 彦 議員	1 6 番 湯 本 隆 英 議員
5 番 保 科 政 次 議員	1 7 番 高 木 尚 史 議員
6 番 渡 辺 美智子 議員	1 8 番 福 原 和 人 議員
7 番 芦 澤 孝 幸 議員	1 9 番 西 方 功 文 議員
8 番 月 岡 利 郎 議員	2 0 番 萩 原 由 一 議員
9 番 上 松 永 林 議員	2 1 番 山 本 光 俊 議員
1 0 番 阿 部 光 則 議員	2 2 番 原 澤 年 秋 議員
1 1 番 芋 川 吉 孝 議員	2 3 番 渋 川 芳 三 議員

○ 欠席議員 次のとおり

1 2 番 石 田 克 男 議員

○ 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名 次のとおり

事 務 局 長	酒 井 久	主 査	武 田 信 吾
事務局次長補佐兼総務係長	池 田 正 実	主 任 主 事	月 岡 瑞 輝
保険福祉係長	芦 原 仙 一		

○ 説明のため議場に出席した者の職氏名 次のとおり

広域連合長	池田 茂	幹事	小林 広行
副広域連合長	足立 正則	幹事	武田 彰一
副広域連合長	竹節 義孝	幹事	市川 公紀
副広域連合長	日臺 正博	幹事	大庭 和彦
副広域連合長	富井 俊雄	事務局次長	桑原 雅幸
副広域連合長	森川 浩市	望岳荘施設長	高山 廣志
副管理者	横田 清一	高社寮施設長	池田 修
監査委員	村山 芳広	千曲荘施設長	堀内 隆夫
会計管理者	小嶋 昭一	いで湯の里施設長	大井 良元
幹事	保科 篤	菜の花苑施設長	斎藤 文成
幹事	栗岩 康彦	ふるさと苑施設長	池野 正美

(開 議) (午前10時00分)

(開会に先立ち、酒井事務局長が本日の出席議員数及び説明のために出席した者の職名を報告する。)

1 開 会

議長（渋川芳三君） ただいま報告のとおり、出席議員数が定足数に達しておりますから、本議会は成立いたしました。

これより令和元年10月北信広域連合議会定例会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付してあります議事日程第1号のとおりでありますから、ご了承願います。

議長（渋川芳三君） 初めに、連合長から挨拶があります。

連合長。

(広域連合長 池田 茂君 登壇)

広域連合長（池田茂君） 本日ここに、令和元年10月北信広域連合議会定例会を招集いたしましたところ、ご出席をいただきまして、厚く御礼申し上げます。

先日の大型で非常に強い勢力の台風19号が勢力を落とすこともなく東日本を縦断し、猛

烈な雨により、長野県を含む12都県には大雨特別警報が発表され、県内の東北信では各地に避難指示及び避難勧告が発令されました。千曲川流域では各地で河川が氾濫し、長野市では千曲川の堤防が決壊して、死者や家屋の流失、農地への土砂流入など甚大な被害となりました。この北信広域管内でも建物への浸水や農産物などに甚大な被害が発生したところがあります。

先月22日の台風17号でも、強風により果樹等に被害が発生しております。台風17号及び台風19号で被災された皆様に心よりお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復旧復興をご祈念申し上げます。

さて、老人ホーム建設工事の進捗状況であります。8月27日の臨時会におきまして請負契約の締結についてお認めをいただき、先月3日には渋川議長様を始め関係各位にご出席をいただいて起工式を開催し、ここまで工事はほぼ順調に進んできております。

平成30年度の事務事業の執行状況につきましては、一部に本入所及び短期入所の利用で低下が見られますものの、全体の利用率は向上しており、組織市町村及び関係各位の協力を得ながら、特別養護老人ホーム事業を始めとした各事業がほぼ順調に執行できていたと考えております。

なお、今月からは消費税率引き上げ開始となり、今月7日に国が発表した8月の景気動向指数の速報値が基準判断を景気後退の可能性が高いことを示す悪化に引き下げられており、今後はさらに厳しい財政運営となることも想定されますが、引き続き適正な予算の執行に努めながら地域住民サービスの維持向上に努めてまいります。

本日提案いたします議案は事件案1件、補正予算案3件、決算認定9件の合計13件であります。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。冒頭ご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

2 会議録署名議員指名

議長（渋川芳三君） 日程2 会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員については、会議規則第87条の規定により、議長において、

6番 渡辺美智子議員

7番 芦澤孝幸議員

を指名いたします。

3 会期等の決定

令和元年10月北信広域連合議会定例会運営日程

会期:令和元年10月21日(月)～

11月 5日(火)

月 日	曜日	時 間	会 議	摘 要
10月21日	月	午前10時	本会議	開会、会議録署名議員指名、会期等の決定、議案提案説明
22日	火		休 会	祝日のため
23日	水		〃	議案審査のため
24日	木		〃	議案審査のため
25日	金		〃	議案審査のため
26日	土		〃	土曜日のため
27日	日		〃	日曜日のため
28日	月		〃	議案審査のため
29日	火		〃	議案審査のため
30日	水		〃	議案審査のため
31日	木		〃	議案審査のため
11月 1日	金		〃	議案審査のため
2日	土		〃	土曜日のため
3日	日		〃	日曜日のため
4日	月		〃	振替休日のため
5日	火	午後2時	本会議	議案質疑、一般質問、討論、採決、閉会

議長（洪川芳三君） 日程3 会期等の決定を議題といたします。

本定例会の会期については、お手元に配付いたしました令和元年10月北信広域連合議会定例会運営日程（案）のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（洪川芳三君） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期については、運営日程（案）のとおりと決しました。

議事に入る前に、以降議案の「北信広域連合」の部分については省略をさせていただきますので、ご了承願います。

4 議案第 1号 令和元年度北信広域連合老人ホーム建設工事（継続費事業）変更請負契約の締結について

議長（渋川芳三君） 日程4 議案第1号 令和元年度老人ホーム建設工事（継続費事業）変更請負契約の締結についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

連合長。

（広域連合長 池田 茂君 登壇）

広域連合長（池田茂君） 議案第1号 令和元年度北信広域連合老人ホーム建設工事（継続費事業）変更請負契約の締結について。なお、以降議案の「北信広域連合」の部分については、省略させていただきますのでよろしくご願ひいたします。

本案につきましては、消費税率の改定に伴う老人ホーム建設工事の変更請負契約締結について、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

よろしくご審議をお願いいたします。

5 議案第 2号 令和元年度北信広域連合一般会計補正予算（第1号）

6 議案第 3号 令和元年度北信広域連合養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第1号）

7 議案第 4号 令和元年度北信広域連合特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第2号）

議長（渋川芳三君） 日程5 議案第2号 令和元年度一般会計補正予算（第1号）から日程7 議案第4号 令和元年度特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第2号）までの、以上議案3件を一括して議題といたします。

提案者の説明を求めます。

連合長。

（広域連合長 池田 茂君 登壇）

広域連合長（池田茂君） 議案第2号 令和元年度一般会計補正予算（第1号）について。

本案につきましては、補正額1億1,708万8,000円を追加し、補正後の予算総額は7億8,141万4,000円となります。

歳入につきまして、1款分担金及び負担金では、市町村分担金として180万7,000円の減額、4款繰入金では財政調整基金繰入金で1億1,735万円の増額、5款繰越金では平成30年度決算に伴い154万5,000円の増額であります。

歳出につきまして、2款総務費では委託料で職員メンタルヘルス相談委託料9万8,000円の増額、3款民生費では報酬で介護認定審査会委員報酬36万円の減額、繰出金で養護老人ホーム事業特別会計繰出金1億1,735万円の増額であります。

次に、議案第3号 令和元年度養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第1号）について。

本案につきましては、補正額15万1,000円を減額し、補正後の予算総額は2億9,172万6,000円となります。

歳入につきまして主なものを申し上げます。1款介護保険事業収入では、施設介護サービス利用人数の実績などにより432万6,000円の減額、2款分担金及び負担金では措置人数の実績により1,142万円の減額、5款繰入金では財政調整基金繰入金で1億1,262万5,000円の減額、一般会計繰入金で1億1,735万円の増額、6款繰越金では平成30年度決算に伴い1,087万円の増額であります。

歳出につきまして、1款民生費では高社寮事業費の普通旅費で8万円の減額、会議等出席負担金で7万1,000円の減額であります。

次に、議案第4号 令和元年度特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第2号）について。

本案につきましては、補正額834万7,000円を減額し、補正後の予算総額は18億978万8,000円となります。

歳入につきまして主なものを申し上げます。1款介護保険事業収入では施設介護サービス利用人数の実績などにより108万円の減額、4款繰入金では財政調整基金繰入金で2,376万5,000円の減額、5款繰越金では平成30年度決算に伴い1,649万8,000円の増額であります。

歳出につきまして主なものを申し上げます。1款民生費のうち望岳荘事業費では、人事異動などに伴う人件費で1,064万8,000円の減額、賃金で嘱託職員報酬403万2,000円の減額、積立金で財政調整基金積立金1,488万9,000円の増額であります。

千曲荘事業費では、人事異動などに伴う人件費で1,731万1,000円の減額、賃金で臨時職員賃金等111万6,000円の増額、積立金で財政調整基金積立金938万6,000円の増額であります。

いで湯の里事業費では、積立金で財政調整基金積立金736万6,000円の増額であります。

菜の花苑事業費では、賃金で嘱託職員報酬等224万9,000円の減額であります。

ふるさと苑事業費では、人事異動などに伴う人件費で1,917万7,000円の減額、賃金で嘱託職員報酬等1,053万9,000円の増額、委託料で人材派遣委託料107万円の増額であります。

旧高社寮事業費では、積立金で財政調整基金積立金108万5,000円の増額であります。

以上、3件を一括してご説明申し上げます。よろしくご審議をお願いいたします。

-
- 8 議案第 5号 平成30年度北信広域連合一般会計歳入歳出決算認定について
 - 9 議案第 6号 平成30年度北信広域連合特別養護老人ホーム望岳荘事業特別会計歳入歳出決算認定について
 - 10 議案第 7号 平成30年度北信広域連合特別養護老人ホーム高社寮事業特別会計歳入歳出決算認定について
 - 11 議案第 8号 平成30年度北信広域連合養護老人ホーム高社寮事業特別会計歳入歳出決算認定について
 - 12 議案第 9号 平成30年度北信広域連合特別養護老人ホーム千曲荘事業特別会計歳入歳出決算認定について
 - 13 議案第10号 平成30年度北信広域連合養護老人ホーム千曲荘事業特別会計歳入歳出決算認定について
 - 14 議案第11号 平成30年度北信広域連合特別養護老人ホームいで湯の里事業特別会計歳入歳出決算認定について
 - 15 議案第12号 平成30年度北信広域連合特別養護老人ホーム菜の花苑事業特別会計歳入歳出決算認定について
 - 16 議案第13号 平成30年度北信広域連合特別養護老人ホームふるさと苑事業特別会計歳入歳出決算認定について

議長（渋川芳三君） 日程8 議案第5号 平成30年度一般会計歳入歳出決算認定についてから、日程16 議案第13号 平成30年度特別養護老人ホームふるさと苑事業特別会計歳入歳出決算認定についてまでの、以上議案9件を一括して議題といたします。

提案者の説明を求めます。

連合長。

（広域連合長 池田 茂君 登壇）

広域連合長（池田茂君） 議案第5号 平成30年度一般会計歳入歳出決算について。

本案につきましては、歳入総額2億8,010万8,344円、歳出総額2億7,546万2,898円で、歳入歳出差引464万5,446円の剰余であります。前年度と比較いたしますと、歳入では33.7%の減、歳出では33.8%の減となりました。

次に、議案第6号 平成30年度特別養護老人ホーム望岳荘事業特別会計歳入歳出決算について。

本案につきましては、歳入総額4億2,521万7,342円、歳出総額4億1,400万5,687円で、歳入歳出差引1,121万1,655円の剰余であります。前年度と比較いたしますと、歳入では11%の減、歳出では12.3%の減となりました。

次に、議案第7号 平成30年度特別養護老人ホーム高社寮事業特別会計歳入歳出決算について。

本案につきましては、歳入総額3,630万3,432円、歳出総額3,521万9,407円で、歳入歳出差引108万4,025円の剰余であります。前年度と比較いたしますと、歳入では89.8%の減、歳出では90.1%の減となりました。

次に、議案第8号 平成30年度養護老人ホーム高社寮事業特別会計歳入歳出決算について。

本案につきましては、歳入総額1億5,370万9,901円、歳出総額1億4,622万6,350円で、歳入歳出差引748万3,551円の剰余であります。前年度と比較いたしますと、歳入では50.1%の増、歳出では54.3%の増となりました。

次に、議案第9号 平成30年度特別養護老人ホーム千曲荘事業特別会計歳入歳出決算について。

本案につきましては、歳入総額3億994万4,540円、歳出総額3億135万5,600円で、歳入歳出差引858万8,940円の剰余であります。前年度と比較いたしますと、歳入では9.6%の増、歳出では10.8%の増となりました。

次に、議案第10号 平成30年度養護老人ホーム千曲荘事業特別会計歳入歳出決算について。

本案につきましては、歳入総額1億1,650万9,060円、歳出総額1億1,012万1,393円で、歳入歳出差引638万7,667円の剰余であります。前年度と比較いたしますと、歳入では0.5%の増、歳出では2.3%の減となりました。

次に、議案第11号 平成30年度特別養護老人ホームいで湯の里事業特別会計歳入歳出決算について。

本案につきましては、歳入総額3億3,448万3,978円、歳出総額3億2,211万7,203円で、歳入歳出差引1,236万6,775円の剰余であります。前年度と比較いたしますと、歳入では1.8%の減、歳出では0.1%の減となりました。

次に、議案第12号 平成30年度特別養護老人ホーム菜の花苑事業特別会計歳入歳出決算について。

本案につきましては、歳入総額3億1,675万7,858円、歳出総額3億653万8,811円で、歳入歳出差引1,021万9,047円の剰余であります。前年度と比較いたしますと、歳入では6.7%の増、歳出では6%の増となりました。

次に、議案第13号 平成30年度特別養護老人ホームふるさと苑事業特別会計歳入歳出決算について。

本案につきましては、歳入総額3億2,677万3,360円、歳出総額3億1,774万3,857円で、歳入歳出差引902万9,503円の剰余であります。前年度と比較いたしますと、歳入では4.7%の増、歳出では3.7%の増となりました。

以上、9件を一括してご説明申し上げます。詳細につきましては、決算書及び事業実績並びに主要施策成果説明書をご覧ください。

細部につきましては、事務局次長及び各施設長から補足説明をさせますので、お願いいたします。

なお、監査委員による決算審査につきましては、お手元に配付してあります意見書のとおりであります。審査意見を十分反映させ、今後の連合運営のさらなる適正化に努めてまいります。よろしくご審議の上、認定をいただきますようお願い申し上げます。

議長（渋川芳三君） 続いて、事務局次長及び各施設長において、補足説明がありましたら願います。

（事務局次長 挙手）

議長（渋川芳三君） 事務局次長。

事務局次長（桑原雅幸君） 私からは議案第5号 平成30年度一般会計歳入歳出決算について、補足して説明を申し上げます。失礼して着座にて説明をさせていただきます。

決算書の7ページからの事項別明細書により申し上げます。なお、事業実績並びに主要施策成果説明書は3ページからであります。

まず、決算書の8ページ、歳入について主なものを申し上げます。

1款分担金及び負担金につきましては、収入済額1億3,480万5,816円です。平成29年度で中野市、山ノ内町、野沢温泉村からいただいていた菜の花苑の起債償還分の分担金が終了したことで、前年に対して2,870万円ほど減額となっております。

なお、平成30年度からふえたものとしまして、備考欄の06老人ホーム施設整備事業費分担金がございます。各市町村別の市町村分担金につきましては、28ページと29ページに記載がありますのでご覧ください。

済みません、また8ページに戻っていただきまして、1款2目の負担金収入済額555万9,816円は、北信保健衛生施設組合より併任職員費等の負担金であります。

2款の財産収入、収入済額3,212万2,161円は、地域振興基金を公共債等で運用している収入です。平成30年度では債券の買いかえによる売却益が2,421万9,000円あり、利子による収入は790万3,161円でした。この運用収入については、例年広報誌の作成や各市町村への地域振興事業補助金、介護認定審査業務の経費に充当しておりますが、平成30年度につきましては、老人ホーム建設事業費に2,488万5,000円を充当しております。

3款繰入金は収入済額1億683万9,990円です。平成29年度は特別養護老人ホーム望岳荘の建設時に地域振興基金の一括償還と、高社寮特養を高社の家へ移管したことに伴う社会福祉法人みゆき福祉会への補助金7,000万円がありましたので、前年に対して1億3,700万円ほど少なくなっております。

歳出であります。12ページをお願いいたします。歳出の主なものを申し上げます。

1款の議会費支出済額40万7,270円です。議員報酬と会議録作成が主な内容です。

2款1項1目一般管理費は支出済額7,159万2,679円です。事務局職員8人分の人件費と会計システム等事務に係る経費が主なものです。

16ページをお願いします。2目企画費は支出済額367万9,306円です。広報誌とホームページの広報関係の経費、地域振興事業として各市町村への補助金、研究大会への参

加経費などが主なものです。なお、この企画費には地域振興基金による財産収入から361万2,000円ほど充当しております。

3款民生費1項1目介護保険総務費、支出済額1,592万7,258円は事務局職員2名分の人件費が主なものです。

ページ下の2目介護認定審査会費、支出済額2,018万2,910円です。事務局の臨時職員1名分の賃金と審査会委員の報酬、介護認定支援システムに係る経費が主なものです。なお、この介護認定審査会費には地域振興基金による財産収入から362万5,000円を充当しております。

22ページ、お願いいたします。4目老人福祉費は支出済額1,161万円です。ふるさと苑建設時の起債である補正予算債の交付税のバックと、養護老人ホーム高社寮の財政調整基金が底をついたため、特別養護老人ホーム高社寮の財政調整基金を一般会計を通して繰り出したものです。

続いて、24ページお願いします。ページ中ほどの3款民生費2項1目老人ホーム建設事業費、支出済額5,572万8,000円は、飯山市に新しく建設する老人ホームの設計委託料で、平成30年度、令和元年度の2カ年の継続費6,966万円のうちの平成30年度分であります。なお、この経費には地域振興基金による財産収入から2,488万5,000円を充当しております。

4款衛生費は支出済額3,367万3,200円です。休日、夜間の救急緊急患者の医療確保のため、病院群輪番制病院運営事業補助金を北信総合病院と飯山日赤に交付したものであります。

5款公債費支出済額6,007万590円です。望岳荘、ふるさと苑の起債償還分であります。

一般会計については以上でございます。

(望岳荘施設長 挙手)

議長(渋川芳三君) 望岳荘施設長。

望岳荘施設長(高山廣志君) 続きまして、議案第6号 平成30年度特別養護老人ホーム望岳荘事業特別会計決算につきまして、補足して説明させていただきます。失礼して着座にて説明させていただきます。

決算書の37ページからの事項別明細書により申し上げます。なお、事業実績並びに主要施策成果説明書は9ページからでございます。

決算書38ページをご覧ください。歳入について主なものを申し上げます。

1款分担金及び負担金につきましては、収入済額3億7,918万5,956円であります。定員91名の一般利用者及び定員5名の短期利用者に係る保険者及び利用者からの負担金であります。

次に、決算書42ページ、歳出について主なものを申し上げます。

1款民生費1項1目施設総務費は支出済額3億1,139万7,958円です。一般職35人分の人件費のほか、嘱託職員、臨時職員に係る賃金等が主なものでございます。

44ページ、2目施設管理費は支出済額2,274万2,089円です。主なものにつきましては、45ページ備考欄をご覧ください。定例的な維持管理費のほか、平成30年度は47ページ備考欄15節、築17年を経過し、居室のエアコン等耐用年数を過ぎた設備の更新工事、食堂照明のLED化改修工事等を行いました。

48ページ、3目施設生活費は支出済額7,093万4,399円です。居住施設の維持、食事の賄い材料等のほか、49ページ備考欄18節、老朽化した昇降式特殊浴槽の更新で新たな特殊浴槽を購入しました。

48ページ下段、4目保健衛生費は支出済額171万5,597円です。入所者の保健衛生に係るものです。

50ページ。次に、3款諸支出金につきましては、財政調整基金へ721万5,000円の積み立てを行ったものであります。

特別養護老人ホーム望岳荘事業特別会計は以上であります。

(高社寮施設長 挙手)

議長(渋川芳三君) 高社寮施設長。

高社寮施設長(池田修君) 続きまして、決算書53ページからお願いいたします。議案第7号 平成30年度特別養護老人ホーム高社寮事業特別会計決算につきまして、補足してご説明を申し上げます。失礼して着座にてご説明を申し上げます。

決算書の59ページからの事項別明細書により申し上げます。なお、事業実績並びに主要施策成果説明書では15ページからになります。

まず決算書60ページ、歳入につきまして主なものを申し上げます。4款の繰入金につきましては、収入済額3,241万1,000円であります。財政調整基金より繰り入れを行ったものであります。

次に、決算書62ページ歳出につきまして、主なものを申し上げます。1款民生費1項

1目施設総務費でございます。支出済額2,262万5,393円であります。一般職1人分の人件費のほか、一般会計繰出金1,394万5,000円が主なものでございます。

次に、3款諸支出金につきましては、財政調整基金へ1,259万4,000円の積み立てを行ったものであります。

以上が高社寮特養分でございます。

続きまして、決算書67ページからをお願いいたします。

議案第8号 平成30年度養護老人ホーム高社寮事業特別会計決算につきまして補足してご説明を申し上げます。

決算書の73ページからの事項別明細書により申し上げます。なお、事業実績並びに主要施策成果説明書では17ページからとなります。

まず、決算書74ページ、歳入につきまして主なものを申し上げます。1款分担金及び負担金につきましては、収入済額8,215万3,537円であります。定員50名の利用者に係る市町村からの措置費及び介護保険特定施設としての保険者、利用者負担金であります。

4款繰入金につきましては、収入済額6,357万7,000円であります。財政調整基金より5,936万5,000円、次の76ページに移りますが、一般会計より421万2,000円を繰り入れたものであります。

次に、決算書78ページ、歳出につきまして主なものを申し上げます。1款民生費1項1目施設総務費でございます。支出済額1億917万6,443円あります。一般職12人分の人件費のほか、嘱託職員、臨時職員に係る賃金等が主なものでございます。

次に、80ページをご覧ください。2目施設管理費でございます。支出済額600万3,305円あります。通常施設の維持管理費、事務費等を支出したものでございます。なお、工事請負費、備品購入費はございませんでした。

82ページをご覧ください。3目施設生活費では、支出済額3,076万500円あります。居住施設の維持、食事の賄い材料費等が主なものでございます。

次に、4目保健衛生費でございます。支出済額21万6,102円あります。入所者の保健衛生に係る経費であります。

次に、84ページをお願いいたします。2款諸支出金につきましては、財政調整基金へ7万円の積み立てを行ったものでございます。

以上でございます。

(千曲荘施設長 挙手)

議長（渋川芳三君） 千曲荘施設長。

千曲荘施設長（堀内隆夫君） 続きまして、決算書の87ページからお願いいたします。

議案第9号 平成30年度特別養護老人ホーム千曲荘事業特別会計決算につきまして、補足して説明申し上げます。着座にて失礼いたします。

決算書94ページからの事項別明細書により申し上げます。なお、事業実績並びに主要施策成果説明書は21ページからです。

まず決算書の94ページ、歳入について主なものを申し上げます。1款分担金及び負担金につきましては、収入済額2億4,623万3,740円であります。定員60名の一般利用者及び定員6名の短期利用者に係る保険者及び利用者からの負担金であります。

1項1目2節の利用者負担金の収入未済額71万1,286円につきまして、概要と経過を申し上げます。平成27年度から29年度における利用者1名からの負担金でありまして、平成27年度の3カ月分、28年度の7カ月分、平成29年度の2カ月分が未収となっております。平成29年度の7月以降は成年後見人制度を利用して利用者本人との契約に変更し、成年後見人による財産管理のもとでお支払いをいただいておりますが、本年1月に利用者ご本人はお亡くなりになりました。債務は入所契約当時の契約者であったご家族にかかっており、再三の催告にも応じていただけなかったため、本年7月に訴訟を提起いたしました。裁判所から訴状が送達され、債務を認めること、分割返済にしてほしいことなどの内容で相手方の答弁書の提出があり、その後9月10日に第1回口頭弁論が行われましたが、相手方の出席はなく、その場で裁判所からは相手方にも電話で確認した上で、和解にかわる決定が行われたところです。この和解にかわる決定では、本年10月から分割納付することとなっております。

次に、決算書98ページ、歳出について主なものを申し上げます。1款民生費1項1目施設総務費は支出済額2億4,245万5,251円です。一般職27人分の人件費のほか、嘱託職員、臨時職員に係る賃金等が主なものです。

2目施設管理費は、支出済額876万7,172円です。主なものにつきましては備考欄をご覧ください。通常の施設の維持管理費、事務費等のほか、平成30年度は居室3室のエアコン更新工事を行ったほか、備品では厨房用洗濯機1台とライスタンク1台を養護と案分して更新、またオールマイティーカート1台を購入しました。

102ページ下段の3目施設生活費は、支出済額4,179万7,286円です。居住施設の維持、食事の賄い材料等のほか、利用者の生活環境向上のため、生活関連備品で車椅子

4台、センサーマット3台、オーバーベッドテーブル3台を購入いたしました。

104ページ中段の4目保健衛生費は、支出済額110万3,591円です。入所者の保健衛生に係るものです。備品では養護と案分して、老朽化した薬の小型分包機1台を更新しました。

次に、同じく104ページ下段の3款諸支出金につきましては、財政調整基金へ723万2,000円の積み立てを行ったものであります。

特養千曲荘事業は以上であります。

続きまして、決算書109ページからお願いいたします。

議案第10号 平成30年度養護老人ホーム千曲荘事業特別会計決算につきまして、補足して説明を申し上げます。

決算書の116ページからの事項別明細書により申し上げます。なお、事業実績並びに主要施策成果説明書は27ページからとなります。

まず、決算書116ページ、歳入について主なものを申し上げます。1款分担金、負担金につきましては、収入済額7,795万4,050円であります。定員50名の入所者に係る措置市町村の負担金並びに特定施設サービスの利用に係る保険者及び利用者の負担金であります。

次に歳出ですが、決算書120ページをお願いいたします。1款民生費1項1目施設総務費は支出済額7,854万8,641円です。一般職7人分の人件費のほか、嘱託職員、臨時職員に係る賃金等が主なものです。

122ページからの2目施設管理費は支出済額501万351円です。主なものにつきましては、備考欄をご覧ください。通常の施設の維持管理費、事務費等のほか、平成30年度は墓地の基礎改修工事を行ったほか、備品では厨房用洗濯機1台とライスタンク1台を特養と案分して更新し、利用者用洗濯機1台と車椅子1台を購入しました。

124ページ下段の3目施設生活費は、支出済額2,475万1,768円です。居住施設の維持、食事の賄い材料等が主なものです。

126ページ上段の4目保健衛生費は支出済額47万8,633円です。入所者の保健衛生に係るものです。備品では特養と案分して老朽化した薬の小型分包機1台を更新しました。

次に、同じく126ページ中段の2款諸支出金につきましては、財政調整基金へ133万2,000円の積み立てを行いました。

養護千曲荘事業は以上であります。

(いで湯の里施設長 挙手)

議長（渋川芳三君） いで湯の里施設長。

いで湯の里施設長（大井良元君） 続きまして、決算書129ページからお願いします。

議案第11号 平成30年度特別養護老人ホームいで湯の里事業特別会計決算につきまして、補足して説明申し上げます。以後、着座にて説明申し上げます。

決算書135ページからの事項別明細書により申し上げます。なお、事業実績並びに主要施策成果説明書は31ページからです。

まず、決算書136ページ、歳入について主なものを申し上げます。1款分担金及び負担金につきましては、収入済額3億1,513万5,283円であります。定員70人の一般利用者及び定員10名の短期利用者に係る保険者及び利用者からの負担金であります。収入未済額18万6,702円につきましては、30年度における保険者負担金の未収であり、介護サービス費負担金の請求時に1名分の請求誤りをしたため未収となったもので、31年度当初に正しく請求し収入となっております。

次に、決算書140ページ、歳出について主なものを申し上げます。1款民生費1項1目施設総務費は支出済額2億4,217万9,664円です。一般職28人分の人件費のほか、嘱託職員、臨時職員に係る賃金等が主なものです。

次に、142ページからの2目施設管理費は、支出済額863万3,430円です。主なものにつきましては備考欄をご覧ください。定例的な維持管理費のほか、平成30年度は施設整備のため管理棟トイレ改修工事を行いました。

次に、144ページの3目施設生活費は、支出済額5,133万5,234円です。居住施設の維持、食事の賄い材料等のほか、備品更新のため車椅子2台を購入しました。

146ページの4目保健衛生費は支出済額108万2,408円です。入所者の保健衛生に係るものです。

次に、3款諸支出金につきましては、財政調整基金へ1,888万6,000円の積み立てを行ったものであります。

いで湯の里事業につきましては、以上であります。

(菜の花苑施設長 挙手)

議長（渋川芳三君） 菜の花苑施設長。

菜の花苑施設長（斎藤文成君） 続きまして、決算書149ページからお願いいたします。

議案第12号 平成30年度特別養護老人ホーム菜の花苑事業特別会計決算につきまして、

補足して説明申し上げます。以後、着座にて失礼をいたして、説明申し上げたいと思います。

決算書の155ページからの事項別明細書により申し上げます。なお、事業実績並びに主要施策成果説明書は37ページからでございます。

まず、決算書156ページ、歳入につきまして主なものを申し上げます。1款分担金及び負担金につきましては、収入済額2億7,261万8,094円であります。定員62名の一般利用者及び定員8名の短期利用者に係る保険者並びに利用者からの負担金であります。

続きまして、決算書160ページ、歳出について主なものを申し上げます。1款民生費1項1目施設総務費は、支出済額2億4,294万7,965円です。一般職28人分の人件費のほか、嘱託職員、臨時職員に係る賃金等が主なものでございます。

続いて、162ページをご覧ください。2目施設管理費は、支出済額1,262万6,370円です。主なものにつきましては備考欄をご覧ください。定期的な維持管理費のほかに、平成30年度は厨房のエアコン、高圧電気設備、医療ガス警報盤の老朽化に伴いそれぞれの更新工事を行いました。備品では催し物、行事等に使用するポータブルアンプ等を購入いたしました。

続いて、164ページの3目施設生活費は、支出済額4,653万1,311円です。居住施設の維持費、食事の賄い材料等に係る経費でございます。

続いて、166ページの4目保健衛生費は、支出済額87万586円です。入所者の保健衛生に係るものです。備品ではパルスオキシメーター1台を更新により購入いたしました。

次に、3款諸支出金につきましては、財政調整基金へ356万2,000円の積み立てを行ったものでございます。

以上で、説明を終わります。

(ふるさと苑施設長 挙手)

議長（渋川芳三君） ふるさと苑施設長。

ふるさと苑施設長（池野正美君） 続きまして、議案第13号 平成30年度特別養護老人ホームふるさと苑事業特別会計決算につきまして、補足して説明申し上げます。失礼して着座にて説明申し上げます。

決算書の177ページからの事項別明細書により申し上げます。なお、事業実績並びに主要施策成果説明書は43ページからでございます。

まず、178ページ、歳入について主なものを申し上げます。1款分担金及び負担金につきましては、収入済額2億9,783万9,352円であります。定員71名の一般利用者

及び定員4名の短期利用者に係る保険者及び利用者からの負担金でございます。

収入未済額のうち1の一般利用者負担金の2利用者負担金106万2,200円につきましては、平成28年9月分から平成30年度末までの未収金で、利用者1名分ではありますが、今年の4月と5月に合わせて25万円納入いただき、平成28年度分は完納となりました。引き続き連絡をとりながら納付に努めてまいりたいと考えております。

次に、2の短期利用者負担金の1の保険者負担金の収入未済額7万2,783円につきましては、居宅支援サービス費の請求誤りにより未納となったもので、今年再請求をし、6月28日に国保連より入金済みであります。

次に、決算書182ページの歳出の主なものについて申し上げます。1款民生費1項1目施設総務費は、支出済額2億5,893万2,820円です。一般職のうち9月に1名の退職があり、26人分の人件費のほか、嘱託職員、臨時職員に係る賃金等が主なものでございます。

184ページになりますが、2目施設管理費は、支出済額1,301万9,530円です。定例的な維持管理費のほかに、主なものでは187ページの備考欄中段になりますが、工事請負費では居室エアコンの更新工事4台のほか、備品購入費に計上してございます電気式乾燥機に接続の電源工事及び排気ダクト接続工事と、食堂ほか6カ所の排煙窓の取りかえ工事でございます。また、備品購入費では利用者用の電気式乾燥機1台と事務室用にパソコン1台の購入でございます。

3目施設生活費は支出済額4,458万906円です。居住施設の維持、食事の賄い材料等でございます。

188ページになりますが、4目保健衛生費は支出済額119万6,976円です。入所者の保健衛生に係るものでございます。

次に、3款諸支出金につきましては、財政調整基金へ1万3,000円の積み立てを行ったものでございます。

特別養護老人ホームふるさと苑事業につきましては、以上でございます。

議長（渋川芳三君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会します。

（散会） （午前10時52分）

令和元年10月北信広域連合議会定例会会議録（第2号）

北信広域連合告示 第3号

令和元年11月5日（火） 中野市豊田支所大会議室に開く。

令和元年11月5日（火） 午後2時開議

○ 議事日程（第2号）

- 1 議案質疑
 - 2 一般質問
 - 3 討論、採決
 - 4 閉会
-

○ 本日の会議に付した事件 ……… 議事日程に同じ

○ 出席議員 次のとおり（23名）

1番 江田宏子議員	13番 川久保政弘議員
2番 宇塚千晶議員	14番 町田博文議員
3番 高山祐一議員	15番 布施谷裕泉議員
4番 西澤一彦議員	16番 湯本隆英議員
5番 保科政次議員	17番 高木尚史議員
6番 渡辺美智子議員	18番 福原和人議員
7番 芦澤孝幸議員	19番 西方功文議員
8番 月岡利郎議員	20番 萩原由一議員
9番 上松永林議員	21番 山本光俊議員
10番 阿部光則議員	22番 原澤年秋議員
11番 芋川吉孝議員	23番 渋川芳三議員
12番 石田克男議員	

○ 欠席議員 なし

○ 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名 次のとおり

事務局長	酒井久	主査	武田信吾
事務局次長補佐兼総務係長	池田正実	主任主事	月岡瑞輝
保険福祉係長	芦原仙一		

○ 説明のため議場に出席した者の職氏名 次のとおり

広域連合長	池田茂	幹事	小林広行
副広域連合長	足立正則	幹事	武田彰一
副広域連合長	竹節義孝	幹事	市川公紀
副広域連合長	日基正博	幹事	大庭和彦
副広域連合長	富井俊雄	事務局次長	桑原雅幸
副広域連合長	森川浩市	望岳荘施設長	高山廣志
副管理者	横田清一	高社寮施設長	池田修
監査委員	村山芳広	千曲荘施設長	堀内隆夫
会計管理者	小嶋昭一	いで湯の里施設長	大井良元
幹事	保科篤	菜の花苑施設長	斎藤文成
幹事	栗岩康彦	ふるさと苑施設長	池野正美

(開議) (午後 2時00分)

(開会に先立ち、酒井事務局長が本日の出席議員数及び説明のために出席した者の職名を報告する。)

議長(渋川芳三君) ただいまの報告のとおり出席議員が定足数に達しておりますから、本議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあります議事日程第2号のとおりでありますから、ご了承願います。

1 議案質疑

議長（渋川芳三君） 日程1 これより議案質疑を行います。

なお、発言に際しては、議案に係る質疑についてのみとし、回数は、同一議題について3回までとなっております。

また、最初に幾つの質問を行うか、質問の数を述べてから質問に入っていただきますようお願いいたします。

議案第1号 令和元年度老人ホーム建設工事（継続費事業）変更請負契約の締結について願います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（渋川芳三君） なければ次に、議案第2号 令和元年度一般会計補正予算（第1号）について願います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（渋川芳三君） なければ次に、議案第3号 令和元年度養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第1号）及び議案第4号 令和元年度特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第2号）の議案2件について願います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（渋川芳三君） なければ次に、議案第5号 平成30年度一般会計歳入歳出決算認定について願います。質疑ありませんか。

（「議長」と呼ぶ声あり）

議長（渋川芳三君） 10番、阿部光則議員。

10番（阿部光則君） 質問なんですけれども、1点というか、介護認定審査会事務のことにしてお伺いをしたいと思います。23ページです。主要施策成果説明書は5ページですが、今年度は2,018万2,000余円なんですけど、前年に対して300万ばかり余計に多く支出してあります。中身を見ますとシステムの委託料なんですけれども、このことについてまず説明をお願いしたいと思います。

議長（渋川芳三君） 事務局次長。

事務局次長（桑原雅幸君） 決算書の23ページの備考欄に書いてございますけれども、13委託料のところに要介護認定支援システム保守点検委託料として479万9,088円でございます。これについては、前年に対して141万7,000円ほど増額しておりますけれども、これは平成29年のときは新しいシステムを導入しておりますが、当初このシス

テムがうまく稼働しないところがございまして、稼働していない期間については値引きをしていただいていたという経過がございます。それで平成29年度に対してそういう部分が大きくなっているということでございます。

その次、要介護認定支援システムネットワーク構築業務委託料であります。これについては、平成29年度はなかったものでございますけれども、これについては、栄村でADSLの回線を使ってこのシステムをつないでおったわけなんですけど、このADSLが廃止になりまして、県の使っている通信システムのその回線を使用させてもらうこととしてつなぐことといたしました。そのシステムにつなぐための委託料でございます。以上でございます。

議長（渋川芳三君） 10番、阿部光則議員。

10番（阿部光則君） そこで介護認定がされているわけでありまして、そうした中で、主要施策説明書の中の表の中で介護度の認定の審査件数が出ておるわけでありまして、要支援1、2のいわゆる前年に対して合わせて184件減っていること、そしてあと大きく減ったこと、これは多分総合事業への移行によるものかと思うんですけども、そうなのか。

それと、前年に対していわゆる重度への変更がマイナス1.1%、前年に対して。軽度への変更がプラス1.1%というふうになっております。介護度の認定が非常に厳しくなっているという部分が聞かれるわけでありましてけれども、そうしたことが影響しているのかどうかお伺いいたします。

議長（渋川芳三君） 事務局次長。

事務局次長（桑原雅幸君） お答えいたします。まず、要支援の関係が減っているということにつきましては、介護認定審査会においては、市町村から上がってくる案件について審査をするのみでありますので、実際のところなぜそれが下がってきているのかというのは、はっきり把握しているものではございません。

ただ、今、議員さんがおっしゃられるとおり、総合支援事業が始まったことで、要支援に関しては無理に要支援の認定を受けなくてもサービスが受けられるようになりましたので、その点で減少しているのではないかと想像しているところでございます。

また、介護度の重度、軽度の変更に関してでありますけれども、これも特に29年度、30年度で介護認定の今非常に厳しくなっているというお話があったんですけども、厳しくしているという要件が特にございませんので、それは結果としてはそうなったということでご理解いただければと思います。以上でございます。

議長（渋川芳三君） 阿部議員よろしいですか。

10番（阿部光則君） いいです。

議長（渋川芳三君） ほかにありませんか。

（「議長」と呼ぶ声あり）

議長（渋川芳三君） 1番、江田宏子議員。

1番（江田宏子君） 1点というか2点というか質問させていただきます。45ページの望岳荘の役務費アスベスト調査手数料、それから143ページ、いで湯の里の同じ12の役務費のアスベスト調査手数料がありますけれども、これにかかわるどういうことでの調査なのか。改修にかかわることだと思うんですけども、内容とあと調査結果を教えてくださいなと思います。

議長（渋川芳三君） 一般会計になるから、質問の範囲が過ぎている。そのときになったらまた質問してください。

ほかにございますか。

（「議長」と呼ぶ声あり）

議長（渋川芳三君） 17番、高木尚史議員。

17番（高木尚史君） 17番、高木尚史です。一つは財産収入の利子及び配当金の基金収入ですけれども、利子収入が3,200万円ほどあるんですが、説明の中にもありましたように、この利子収入については、企画費、あるいは介護認定審査事業などそれぞれに充当しているという、あとは老人ホームの建設事業に充当しているというご答弁をいただきましたが、財産調書にもありますように、基金そのものが10億円で30年度の増減はゼロということになりますと、利子全てをさまざまな事業に充当しているわけですけれども、充当をする根拠というものはどこでもって充当しているのか、それは年度年度で変わっていくのか、その基準はどのようになっているのかお願いしたいと思います。

議長（渋川芳三君） 事務局次長。

事務局次長（桑原雅幸君） お答えいたします。まず基金の使い道のことでございますけれども、北信広域連合地域振興基金条例第4条にありますけれども、基金の運用から生じる収益は北信広域連合一般会計歳入歳出予算に計上して北信地域の振興整備のための事業に要する経費に充てるものとするとありますので、その経費として充てさせていただいているものでございます。

また、どんなようにしてこの充当先を決めているかということですが、まず企画費と介護認定審査会費については、例年こちらの経費で充てさせていただいて、企画費の中

では、広報、ホームページ等の経費として使用させていただいている。また、介護認定審査会費については、介護認定の審査会に係る経費として上げさせていただいて、それぞれ当初予算でも計上させていただいているところでもあります。

また、老人ホーム建設事業費に平成30年度については充てさせていただいていました。これについては、債券を売却してその収益がありましたので、老人ホームの建設に係る経費として設計費が多くかかっておりますので、そちらのほうに充当させていただくとして、幹事会及び連合長会の中で検討をいただき、それを充てさせていただくという決定をいただきました。以上でございます。

議長（渋川芳三君） 17番、高木尚史議員。

17番（高木尚史君） 条例で一般会計の中に入れて一般会計の中で使うということは承知をしています。ただ、それが年度ごとにその使い道が変わったり、あるいは額が変わるということは、やっぱり支出に当たっては基準を設けておくべきではないか。したがって、本来基金は、ほかのところの基金は一般会計に入れてそこからまた出すというそういう手法をとっているわけですが、この基金については一般会計に入れて一般会計で使うというだけしか明記がされていませんから、どこに使おうともいいということはそうなるのかもしれませんが、しかし、そこには支出をする基準があつてしかるべきではないか。今年はこちらに使おう、来年はこちらに使おうという、そういうことではなかなか理解が深まらないのではないかと。

そして、特にまた今年度からは特別養護老人ホームと老人ホーム会計にそれぞれ一本化をしたという経緯がある中でのこの基金の使い方になっているわけですが、その辺についてどのように考えているのか改めて伺います。

議長（渋川芳三君） 事務局次長。

事務局次長（桑原雅幸君） それではお答えさせていただきます。まず、財産収入でありますけれども、まず利子につきましては、毎年それについては予想ができるものでありますので、当初予算等にしっかり計上できるものでございますけれども。平成30年度については先ほども申しましたとおり、地方債の売却をしたことでその収益がございました。この売却については高く売れる状況でなければまず収益として得られませんので、高く売れるという条件がまず一つございます。その次に、売ったお金でまた利子の高い債券を買うことができるという状況でなければ、売ったお金があっても今度は利子がそれによって次のものを買った、あるいは定期を組んだ、それによって今度は利子収入が減ってしまうと、それはよろしくな

いことだと思えます。つまり、売却して収益が得られるということと、その次に買いかえる債券等の利率が高いものがあわせて買える状況でなければこういった売却収益というのが得られないものだと思います。

それが30年はたまたまそういうタイミングがぴったり合ったということで売却させて、売収益が得られたところでございました。そのことから、当初予算ではなく補正予算の形で計上させていただいたという経過もございますので、今、議員さんのほうからはしっかりそういうことを決めておいてということでお話もあったわけなんですけど、利子についてはそういうこともできるわけなんですけれども、売却益というのはできるかできないか非常に不透明なところがございますので、そういうものがあつたときには幹事会あるいは連合長会等どのように使用しようということでもらさせていただきます、運用させていただきますということでもありますので、ご理解いただければと思います。以上でございます。

議長（洪川芳三君） 高木議員よろしいですか。

17番（高木尚史君） はい。

議長（洪川芳三君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（洪川芳三君） なければ次に、議案第6号 平成30年度特別養護老人ホーム望岳荘事業特別会計歳入歳出決算認定についてから、議案第13号 平成30年度特別養護老人ホームふるさと苑事業特別会計歳入歳出決算認定についてまでの、以上議案8件について願います。

質疑ありませんか。

（「議長」と呼ぶ声あり）

議長（洪川芳三君） 1番、江田宏子議員。

1番（江田宏子君） 済みません、先ほどは失礼いたしました。先ほどの質問なんですけれども、45ページ、望岳荘の12番役務費アスベスト調査手数料、そして143ページ、いで湯の里の役務費アスベスト調査手数料について、どのような工事に関連してのものなのか、そして調査結果を教えてくださいと思います。

議長（洪川芳三君） 暫時休憩をいたします。

（休憩） （午後 2時17分）

（再開） （午後 2時18分）

議長（洪川芳三君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

望岳荘施設長。

望岳荘施設長（高山廣志君） ただいまの質問にお答えいたします。調査内容につきましては、社会福祉施設におけるアスベストの吹きつけ状況調査というもので、長野県健康福祉部から通知が出されたものでございます。また、委託先ですが、一般社団法人長野県労働基準協会連合会に委託したものでございます。

結果として、含有なしという結果でございました。望岳荘は以上でございます。

議長（渋川芳三君） いで湯の里施設長。

いで湯の里施設長（大井良元君） 今ほどの答えと同じなんですけれども、望岳荘の施設長が答えたとおりでありまして、県からの調査依頼に基づきまして、長野県労働基準協会の連合会へ調査を依頼しまして、結果として問題なしとの回答を得ております。以上です。

議長（渋川芳三君） 1番、江田宏子議員。

1番（江田宏子君） ありがとうございます。それであれば、工事に伴うものだと思っていましたので、県のほうの依頼ということでしたらば、これが定期的に施設で行われるのかどうか確認させていただければと思います。おわかりになるようでしたらお願いします。

議長（渋川芳三君） 望岳荘施設長。

望岳荘施設長（高山廣志君） お答えいたします。この調査は多分最後であろうかということで認識しておりますが、今後アスベスト自体がどこまで認定されてくるのかちょっとその点はわからないものということでお願いしたいと思います。

議長（渋川芳三君） 1番、江田宏子議員。

1番（江田宏子君） 済みません、定期的にという言い方がちょっと間違いだったと思うんですけれども、一つの施設でもうアスベストがないということで判定が出ればそれでいいと思うんですけれども、この広域の中で今年はこの施設、今年はこの施設というような形でやっているのかどうか確認させていただければと思います。

議長（渋川芳三君） 高社寮施設長。

高社寮施設長（池田修君） それでは、私ども高社寮での昨年度の内容についてお答えいたします。私どもも同様の通知が県からあったわけでございますけれども、過去に調査したものでアスベストが含まれていないということが確認できましたので、去年の調査依頼に基づくものは、対象外というか実施済みということで回答申し上げました。以上でございます。

議長（渋川芳三君） 暫時休憩します。

（休 憩）

（午後 2時23分）

(再開)

(午後 2時32分)

議長(洪川芳三君) 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

事務局次長。

事務局次長(桑原雅幸君) お時間いただいて申しわけありませんでした。確認したところ、全施設についてアスベストの調査についてはやっております。全てアスベストがないということで報告しているところでございますけれども、県のほうのフォローアップ調査ということで再度通知が来ている中で、望岳荘、いで湯についてはちょっと疑わしい部分があるという、アスベストについてもどれがアスベストかという、その対象がだんだん拡大されているというところもございますので、それについてちょっと疑わしい部分があった望岳荘といで湯については調査をして、その結果アスベストはなかったということでございますので、よろしく申し上げます。以上でございます。

議長(洪川芳三君) 江田議員よろしいでしょうか。

1番(江田宏子君) お手数をおかけしました、ありがとうございました。

議長(洪川芳三君) ほかにはありませんか。

(「議長」と呼ぶ声あり)

議長(洪川芳三君) 17番、高木尚史議員。

17番(高木尚史君) 議案第9号 特別養護老人ホーム千曲荘事業特別会計の歳入歳出決算認定で、歳入のところで説明をいただきましたが、収入未済額のところで71万1,286円ですが、これが27、28、29年度の3カ年分について7月に訴訟を起こして、10月から分割納入していただける、そういう報告をいただいたわけですが。7月に訴訟を起こしたということになりますと、訴訟費用あるいは弁護士費用が生じてくるわけですが、その費用についてはどこから支出をしているのか。

それと訴訟という言葉になりますと、通常訴訟ということは、そのことの訴訟をするにかかわって議会に諮らなければならない事案ではないかというふうに思うんですが、そういった訴訟に至る経過というものはどういう経過で訴訟に至ったのか、そのことについてご答弁いただきたいです。

議長(洪川芳三君) 千曲荘施設長。

千曲荘施設長(堀内隆夫君) ただいま高木議員さんから質問いただきました裁判の費用について説明します。裁判費用については、手付金とそれから成功報酬という二つの段階になるわけでありまして、手付金につきましては、前年度の予算、30年度予算のから支出をして、

30年度決算に上がっていると。項目としてはないというふうに思います。

それから、今年の方で司法書士さんと契約したんですが、手付金とそれから翌年に結果が出たときに報酬が発生するというので、翌年支払いますということで、翌年になりますという契約をして支払わせていただくことになってはいますが、まだ額が確定していないので、予算計上は行っておらないと思うんですが、今後額の確定につきまして、予算をお諮りしたいというふうに思います。

また、専決あるいは予備費等充当で済む場合も考えられますので、その辺はまた事務局と相談させていただいて、必要であれば議会にお諮りするということになるかと思えます。よろしくをお願いします。

議長（洪川芳三君） 17番、高木尚史議員。

17番（高木尚史君） ちょっとわからないところがあるんですが、30年度予算で手付金を支払ったということは、決算に数字が出てこなければいけないわけですよね。成功報酬については新しい今年度で結論が出て成功報酬、そしたら今年度の予算で出すことはわかりますが、既に手付金を支払っているとすれば、そのものは数字として出てきているのではないかとこのように思います。

と同時に、訴訟に至った経過、督促をしても納入ができないから裁判所に申し立てをしたということだろうと思うんですが、通常訴訟の場合は必ず議会の同意を得て訴訟に入らなければならないということになってはいますが、今回の場合、どういう過程を踏んで訴訟に踏み切ったのか。

支払い督促の申し立てということであれば、訴訟ではありませんから議会に諮る必要はありませんし、督促を受けた者が督促異議の申し立てをした場合に通常訴訟に移行するということになりますから、その段階で議会に諮るという手順になるというふうに思いますが、その手順がどうも不明確なまま訴訟という言葉が使われている。そして10月から分割納入をするということになった。その経緯をもう少しはっきりさせていただきたいというふうに思いますが、お願いいたします。

議長（洪川芳三君） 暫時休憩いたします。

（休憩） （午後 2時39分）

（再開） （午後 2時40分）

議長（洪川芳三君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

千曲荘施設長。

千曲荘施設長（堀内隆夫君） 大変申しわけありません。ただいま手元に資料がないので、細かい話を記憶でしゃべるとするのは非常に心配でございます。またご報告を申し上げたいと思いますので、よろしくをお願いします。

議長（渋川芳三君） 17番、高木尚史議員。

17番（高木尚史君） 今、ちょっと同僚議員にご指摘をいただきましたが、103ページのところで委託料で司法手続き委託料という金額が載っていますが、これが手付金なのかなというふうに思いますが。

しかし、議会に諮るか諮らないか、その判断というのは大変微妙なところがあるわけですが、そのことははっきりとしなければいけない。例えば不納欠損として欠損処理をする場合は議会に報告、諮らなければならないということは当然のことではありますが、ただ、現段階では欠損をしていなくて、分割納入をされるということですが、しかし、現段階で訴訟に入ったというそのことは事実としてあるわけですから、それと訴訟に至った経過と、そして訴訟をするという議会に諮らなければならない、そのことをどのようにやっぱり捉えているのか。そのところをやはりはっきりさせておくべきではないかというふうに思いますので、そのことを含めて調査の上、改めてご答弁いただきたいと思います。

議長（渋川芳三君） 千曲荘施設長。

千曲荘施設長（堀内隆夫君） 大変申しわけありません。訴訟に至った経過、それから議会の議決事項がどうなっているかということでございます。また調査いたします。

それから、司法手続に至った経過ということでございますが、簡単にご説明申し上げますが、契約者が以前は身元引受人の方、息子さんだということになります。支払いが滞っていたので契約者を変更していただいて、ご本人と契約にするという手続をしてきました。そのご本人が当事者能力があるかという話になるんですが、これは後見人制度を活用しまして弁護士さんに後見人になっていただいて、ご本人との契約に切りかえて、以降は支払いがされていたわけですが、既に滞っている分について、後見人さんいわくですが、契約者ではないので、以前のものは現在の利用者には請求できませんよという話でありました。

そのため、以前の契約者である息子さんのほうに請求すべく何回もずっと督促を重ねていったわけなんですけど、お返事もないし電話をかけても出ていただけないしというような状況が続いておりましたので、司法書士をお願いして、何とか債権の確認だけでもできないかというお話で進めてきたところであります。

債権の確認をしないと時効はどんどん進行してしまうということで、時効をとめる意味で

も手続をさせていただくということで、結果的には和解にかわる決定という決定をいただきまして、お約束をさせていただいたという経過であります。

以上ですが、議決事項等の関係につきましては、またお調べしましてお答えしたいと思います。

議長（渋川芳三君） では、ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（渋川芳三君） 以上で、議案質疑を終結いたします。

2 一般質問

令和元年10月北信広域連合議会定例会一般質問発言順位表

発言 順位	件 名	質 問 者		答 弁 者
		議席	氏 名	
1	北信広域連合広域計画（第5次）計画について	17	高木 尚史	広域連合長
	会計年度任用職員について			

議長（渋川芳三君） 日程2 これより一般質問を行います。

なお、質問及び答弁は簡潔明瞭をお願いします。

本定例会における一般質問の発言順位につきましては、お手元に配付いたしてあります発言順位表のとおりでありますから、ご了承願います。

順番1番、北信広域連合広域計画（第5次）計画について、会計年度任用職員について。

17番、高木尚史議員。

（17番 高木尚史君 登壇）

17番（高木尚史君） 17番、高木尚史です。質問に入る前に、さきの台風19号によりまして被災された皆様に心からお見舞いを申し上げたいと思います。一日も早く復旧・復興を遂げて生活再建ができ、日常生活が取り戻せますことをご祈念いたします。つきましては、国、県はもちろんのこと、被災自治体におきましてもあらゆる政策、支援を被災者に寄り添った形で実行できますことをお願いいたします。

さて、質問に入りますが、最初に北信広域連合広域計画（第5次）計画についてでありま

す。

本議会の招集日当日に開催された議会全員協議会で、計画案とてんまつについて報告がなされました。計画案についても明らかになっていますので、重複は避けてご答弁いただきたいとお願いいたします。

最初に計画の基本方針についてであります。何事も新たな計画に進む場合は総括に基づいたところから始まるのが常であります。そこで、第4次計画の成果と課題は何かお伺いいたします。第5次計画案を見ると、第4次計画と対比する限り、一言一句とはいいませんが、文章表現では特段変わっていません。内容では変化があるのかもしれませんが、第5次計画の特筆する計画は何かお伺いいたします。

次に、会計年度任用職員についてであります。来年の4月1日から同制度が施行されることになっています。しかし、施行に伴う環境が今議会では提案がされておりません。広域連合管内では既に条例案が提案されるなど、条件整備が進められています。そこで、広域連合として任用職員の雇用見通しについてお伺いいたします。

同制度の主なものは、現在の臨時・嘱託職員の雇用体系をフルタイム及びパートタイム職員に係る勤務条件と、賃金などの諸手当の支給に関して定め、雇用確保と身分を明確にすることにあります。そこで、フルタイム及びパートタイム職員の対象者と任用見通しはどうかお伺いいたします。また、あわせて報酬、期末手当などの勤務条件変更による予算額の変動はどうかお聞かせをいただきたいと思えます。

これらの改正は条例制定に基づくものとなりますが、広域連合では看護師、介護士などの職種や夜勤などの勤務条件を考慮しなければならないものであると考えます。そこで、条例制定の考え方と対応はどうかお伺いして質問といたします。

議長（渋川芳三君） 連合長。

（広域連合長 池田 茂君 登壇）

広域連合長（池田茂君） 高木議員のご質問にお答え申し上げます。

まず1点目、当連合広域計画（第5次）計画についてお答え申し上げます。北信広域連合広域計画（第5次）計画の基本方針等につきましては、北信広域連合広域計画は北信地域の振興整備の基本方針に関する事、当広域連合で実施している事業及び広域的課題の調査研究に関する事などについて策定をしております。

第4次計画の成果と課題につきましては、第4次計画の期間が平成27年度から令和元年度までの5年間で今年度が最終年度となります。成果といたしましては、養護老人ホーム及

び特別養護老人ホームの設置、管理及び運営に関する事で、昨年の3月に老人ホーム高社寮の特養部分を民間へ移管いたしました。また、老人ホーム千曲荘と老人ホーム高社寮の養護部分を飯山市内に統合した施設を老人ホーム千曲荘の改築にあわせて整備することに決定し、今年8月の臨時会において議会の議決をいただき、新たな老人ホーム建設工事に着手できたといったことが成果であります。

また、おおむね第4次計画のとおり順調に進めることができたと考えておりまして、課題につきましてはありません。

第5次計画の特筆する計画につきましては、現在建設している新たな老人ホームの特養部分が90床に増床となることから待機者の解消が図られる。また来年度に検討を予定している老人福祉計画第8期介護保険事業計画における施設利用希望者の実態に応じた施設整備の推進、促進を図ることが挙げられます。

今年度で第4次の計画期間は終了となりますが、令和2年度から令和6年度までの第5次計画におきましても、当広域連合の果たす役割を十分踏まえ、組織市町村との連携を図り、各種事業、施策の推進に努めてまいります。

次に、会計年度任用職員についてお答え申し上げます。会計年度任用職員につきましては、平成29年5月に地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が公布され、来年度から会計年度任用職員制度が導入となり、現在雇用している嘱託職員及び臨時職員は会計年度任用職員として任用することとなります。

この任用職員の雇用見通しにつきましては、現在嘱託職員及び臨時職員と同程度の人数を雇用することが必要になると考えております。

報酬、期末手当などの勤務条件変更による予算額の変動につきましては、現在当広域連合におけるフルタイム及びパートタイムとして任用する職員の職種及び勤務条件等を整理しているところであり、具体的には今後策定する基本方針等によりますが、予算額の変動はかなり大きくなるものと考えております。

条例制定の考え方と対応につきましては、この会計年度任用職員制度を導入するに当たり、関係条例の制定が必要となりますので、来年2月の定例会に上程する方向で対応してまいりたいと考えております。フルタイム及びパートタイム職員の対象者と任用見通しにつきましては、以下、事務局次長から答弁をさせます。

(事務局次長 挙手)

議長（**渋川芳三君**） 事務局次長。

事務局次長（桑原雅幸君） フルタイム及びパートタイム職員の対象者と任用見通しにつきまして、連合長答弁に補足してお答えを申し上げます。

会計年度任用職員の雇用見通しにつきましては、フルタイム職員の対象者といたしましては、夜間の勤務を行う介護員及び支援員のほか、施設の人員に関する基準で配置しなければいけない職員など、フルタイムでの勤務が必要な職種を対象者として任用する方向で考えております。

パートタイム職員の対象者といたしましては、昼間の支援、介護業務を中心に行っていた職種は、主に7時間勤務のパートタイムにより任用する方向で考えております。また、食事の時間などの業務が多忙な時間に勤務していただく場合には、時間を限定した短時間のパートタイム職員を対象者として任用することを考えております。

なお、フルタイム及びパートタイム職員の任用につきましては、現在必要な職種の整理を行っているところであり、また、雇用となる職員の意向などもございますので、今後会計年度任用職員制度の構築に向け内容を詰めてまいりたいと考えております。以上でございます。

議長（洪川芳三君） 17番、高木尚史議員。

17番（高木尚史君） 継続でお願いいたします。最初に第5次計画ですが、例えばごみの処理や消防などを含めて、観光もそうですが、調査研究が広域連合の主たることになっていきます。そのほかそれぞれの特養、養護の施設運営、管理が入っているわけですが。冒頭の質問の中でもちょっと言葉がきつかったのかもしれませんが、そんなに4期と比べて中身が変わっていないんじゃないかということを指摘をいたしました。

例えば広域連合というのは、私たちどういうことをすべきなのかというのが、どうもまだ曖昧なまま、広域連合は福祉施設の管理、運営をしていけばいいのかという、そういうところに陥りかねないわけです。例えば台風19号の場合、被災をしたために、災害ごみというものも取り扱いについて多くの自治体が苦慮をしていますし、この管内でも一部事務組合である処理をしているところですが、それでもまだ手が足りない。あるいは、焼却をする能力が不足をしているという、そういうところが出てきているわけですね。

ごみ問題についても調査研究をすると言っていますが、例えば千曲川流域の観光問題については、それぞれ知恵を出して取り組んでいて、そういう方向で一致できるところは一致をしています。このような災害が発生をしたときに、果たして広域連合として何ができるのか。あるいはそのことをどういうふうに入れ込んでいくのかという、言わば基本計画の中に上がった研究をするということの表面だけで記していないわけですね。

そういたしますと、何かあったときに広域連合というのはどういう役割を果たしていくのか、そういうことを含めて基本計画の中で明確にする必要があるのではないかというふうに危惧をしているわけです。そういったことも含めてどのように対応していくのかというのがまず第1点。

それと、特養、養護の施設が今後どういう状況になっていくのかというそれぞれの課題についてもいずれ明らかになっていくわけですが、一つは2025年、あるいは30年とも言われている高齢者のピークを迎えたその後の問題についてです。これから来年度以降5年間の計画ですから、そこに若干足を踏み入れるだけでありますけれども、例えばそういったときに特養、養護の施設そのものが今のような機能で果たしていいのかどうか、そういうことも議論をしていくべきではないかと思うんです。

介護度の3以上でないと特養に入れないというような状況の中で、例えば介護保険の自己負担も2割にしようという動きが出て議論がされていっているようであります。当初、みんなで支え合うという、そういった介護方針でしたけれども、今は自己負担をどんどんふやして、自己負担の能力がある者だけが入れるという、そういう条件に変化をしてきているのではないか。当初計画をしたみんなで支え合おうというところから逸脱をしてきているのではないかというふうに思うんです。

といたしますと、特養あるいは養護の施設の入所定員の問題も果たして今のような大規模的な、100人前後の施設でいいのか。民間では介護職員が不足をしていて、施設の定員はあるけれども、その定員を満たすことができないという、そういう状況も発生をしてきているということを考えれば、今後も今と同じような施設の内容で果たしていいのか、対応できるのか、もっときめ細かな政策であってもいいのではないか。そのことをやはり今から議論をしていくことが必要ではないかというふうに思うんですが、それらのことについてどのようにお考えでしょうか。

議長（渋川芳三君） 事務局次長。

事務局次長（桑原雅幸君） お答えいたします。まず第5次計画のことで、もっとこういったことを盛り込んだらどうかというようなご質問だったと思います。計画案を作成する際には、各市町村の企画担当課長による検討会議、また各市町村の総務部長、課長である広域連合の幹事による検討会議、またさらに組織市町村の首長である正副連合長会議において案を検討してまいりました。この計画案をたたき台に、基本計画審議会の議員の提言を求め、またパブリックコメントも実施いたしました。

現在、第5次計画案に追加する、あるいは削除する、あるいは具体的にこのような業務を記述するというようなご意見は、そこではございませんでした。

もし、5カ年の計画期間中に広域連合において新たな業務等が必要となった場合には、調査研究については広い範囲でできるように計画として記載しておりますので、この計画においてその調査研究というのはできていくと、可能であると考えております。

また、もしこの計画にない業務を新たに広域連合で行うということになった場合には、規約に定める広域連合の事務処理は全て計画に記載しておりますので、そこにはないものとなりますと、規約の変更から必要になってくる場合もありますので、ご理解をいただければと思います。

また、施設の規模のことでございますけれども、広域連合の施設運営において、今のところでは既存の施設を小規模なものに展開していくという考えはございません。

また、新たに建設する施設ということになりますと、各市町村の定める老人福祉計画、介護保険事業計画に基づいて建設されることとなりますので、その規模もその計画に沿ったものとなります。それが仮に多くの増床が必要となったということ、なおかつその施設を広域連合で整備するというところになった場合に、大きな施設とするかあるいは小規模な施設を複数にするのかということについては検討をする必要があるかと思っております。以上でございます。

議長（渋川芳三君） 17番、高木尚史議員。

17番（高木尚史君） まだ今は策定をして、2月で決定をして次年度から具体的になるわけですが、やはり5年間という計画は長いようで短いですよ、あっという間に過ぎていきますし、今の高齢社会がどんどん進行して、経済状況や環境状況などを含めて大きくさま変わりをしていくことは十分考えられるわけですから、そういったことについても臨機応変にやっていっていただきたいなど。

ただ、広域連合としての一番の弱点は、何か事をやろうとした場合には、それぞれの自治体の負担金をいただかなければできないという、そのところは一番大きな弱点だろうと思うんです。そういう点では、物事をこの計画の中で、あるいは新たな事業を進めるときに、それぞれの自治体の首長の皆さんに負担分を了解してもらうというような難しい仕事があるわけですが、しかし、連合とすればこの地域に住んでいる皆さん方の福祉や環境、さまざまな問題に対応するための努力をしていく、あるいは規約の中で言う研究をしていかなければならないということになっていますから、そのことは十分考慮しながらこれからの、10月28日には2回目の会議が開催をされたようでありまして、十分配慮をして、

まだこれから取り入れられるものがあれば、そのことに対応していただきたいというふうに求めておきたいと思います。

次に、会計年度任用職員についてですが、それぞれ具体的に答弁をいただきました。基本的には広域連合の条例の中では、中野市の職員の給与に準ずるというところがありますから、恐らくそこが一つのよりどころになるのではないかと思います。しかし、それぞれの自治体の中でのそれぞれの条件が異なりますから、それぞれにこの任用職員についての条例の制定が行われるんだろうと思います。

一つは、やっぱり質問の中で申し上げましたように、介護職あるいは介護士などさまざまな職種の中で、そうした夜間勤務があるという、そういう労働条件が大変異なっている広域連合として、その皆様方がフルタイムあるいはパートタイムをどのように選択するのかというのは大変難しい問題ではないかというふうに思うんです。

加えて、まだ広域連合の中ではそのようになっていないかもしれませんが、再任用の職員の問題も出てくるわけですね。そうすると、フルタイム、パートタイム、そして退職をして再任用職員として残るということも考えられるわけですね。そういたしますと、これは具体的にどういう給与法を使うのかまだ条例ができていませんからわかりませんが、フルタイムの職員、パートタイムの職員の給与あるいは報酬、手当などが決まってくるわけですね。再任用職員の場合もう既に給与条例があって、その中で再任用職員の給与が決まっているわけですね。どちらが高いかという、再任用職員のほうが高いというふうに私は見ているんですが、そうなった場合に選択肢の中に再任用職員という問題も入っているということも、退職をする皆さん方には十分知らしめていくことも必要だろうと思いますし、これからパートを選ぶのかフルタイムを選ぶのか、その人たちの家庭環境や労働環境、条件など含めてどのように説明をして理解をしていただいて、スムーズな移行ができるのか、そういう方策をどのように考えているのかお伺いいたします。

議長（渋川芳三君） 事務局次長。

事務局次長（桑原雅幸君） お答えいたします。まず、フルタイム、パートタイムのどちらを選ぶのかということにつきましては、これについては、現在も広域連合の嘱託職員、臨時職員の皆さんにしっかり説明をして、選択するのに正しく選択できるように配慮してまいりたいと思います。

また、再任用職員のことにつきましては、再任用の職員といいますのは正規職員の退職される方が対象となります。昨年度までは退職されている職員の方で引き続き広域連合で働い

ていただける方には、嘱託職員として勤務をいただいております。今年度においても退職される職員の方については、その職員の方の意向をお聞きして、もし広域連合で働いていただけるならば、会計年度任用職員として勤務いただく方向で考えております。もし、再任用職員として勤務したいという意向がありますれば、それは検討させていただければと思います。以上でございます。

議長（渋川芳三君） 17番、高木尚史議員。

17番（高木尚史君） いずれにしても、この任用職員については労働条件、あるいは報酬なども含めて待遇改善がされるわけですから喜ばしいことだろうと思うんですが、そういう中で当の代表する皆さん方の考え方を十分聞いて進めていかなければならないと思うんです。

ただ、会計年度という言葉尻ではありませんけれども、この会計年度任用の職員というのは1年ごとの更新ということにならざるを得ないわけですから、会計年度は1年で回っていくわけですから。それが継続をする職種があれば、該当するものがあればそれが2年あるいは3年という形で会計年度の職員として任用できますけれども、それが永久に続くということはどうもないようであります。そうした場合に、今の臨時、嘱託の皆さん方はかなり長い間お勤めになって、いろいろな方が大勢おいでになるわけですが、そういう会計年度という言葉尻を捉えるわけではありませんけれども、その方が今までのような形で雇用形態が変わっていくのかどうなのか、その辺についてはどのようにお考えでしょうか。

議長（渋川芳三君） 事務局次長。

事務局次長（桑原雅幸君） お答えいたします。ただ今、議員さんからご質問のあったこれからの雇用形態のことでございますけれども、現在、基本方針も検討中でございますし、条例もそうでございます。現在検討しているところでございますので、そのあたりの細かいところまではお答えできる段階ではないということをご理解をいただきたいと思っております。以上でございます。

議長（渋川芳三君） 17番、高木尚史議員。

17番（高木尚史君） 細かいことについては検討をして内容を詰めていくということではありますが、いずれにしてもこの問題というのは、それぞれ今の労働市場の中でこういった介護職や看護師、あるいは介護士などの労働力不足というものが大変目について、労働条件の改善なども含めて国も取り組んでいますけれども、なかなかそういう状況には、人員不足というものの解消にはつながっていないのが現状だろうというふうに思うんです。

そういう意味で、これから例えば今の広域連合管内で正規の職員と臨時、嘱託の職員の比

率を見ると、恐らく半分半分程度の比率になっているんだろうと思うんですね。本来は正規の看護師や介護士などがいて、その業務を担っていただくのが一番ベスト、ベターな形になっているわけですが、いかんせん臨時、嘱託と正規の比率が同程度だということは、それだけ、例えば会計年度任用職員に待遇を改善しても、財源的にはなから1億近い金額がふえてくるのではないかなというふうに思うんですね。

そうすると、その1億を捻出するためにじゃあどういう方策をとるのか。労働環境は今までと変わりなく、そして施設に入所をしている皆さん方へのサービス提供は変わらず、そういう方向で行くとすれば、恐らくこれからのフルタイムあるいはパートタイムの職員の皆さんに、一定程度の労働負荷がかかってくるのではないかなというふうに思います。それは検討している段階ですからはっきりまだ言えませんけれども、そういった労働環境あるいは条件が大きく変わることはないようなことも含めて検討をしていかなければならないというふうに思うんですが、そのことについてはどのようにお考えですか。

議長（洪川芳三君） 事務局次長。

事務局次長（桑原雅幸君） お答えいたします。今、議員さんのほうから今よりも労働条件に大きな負荷がかからないようにということでもご質問だったと思うんですが、会計年度任用職員とは変わりますけれども、労働負荷というものについては特に今現在よりも大きくなるようにということは考えておりません。

また、経費につきましては、議員さんは1億円ということでおっしゃいましたけれども、こちらについてはまだ基本方針等策定中でありますので、幾らぐらい増加するのかということとはわかりませんが、いずれにしても人件費として多くなることは間違いございませんので、そのあたり採算という面では厳しくなります。それについては、また各施設、広域連合として経営努力をして経営が悪化しないように努力していきたいということをお願いいたします。以上でございます。

議長（洪川芳三君） 17番、高木尚史議員。

17番（高木尚史君） それぞれの施設の経営、運営は、基本的には介護報酬が基本になっているわけですが、そうしますと今後の状況の中では、介護報酬は現段階ではまだ変わっていませんから、今の収入源のまま待遇を改善するということになるわけですから、どこかにしわ寄せがくるのかなというふうには単純に思うわけですね。そういう意味で足らざるところは例えば他会計からの、あるいは特養、養護がそれぞれ一本化をした会計制度になりましたから、そういう中でのやりくりができるのかどうかを含めて、ぜひ今後会計年度任用

職員がどういう形で進められるのかは、当該の労働組合もあるようでありますから、労働組合との話しや、あるいは対象となる皆さん方との十分な話し合いをし、あるいは協議、そして質問に答えながら、より引き続き勤めていただけるような、そういう方向でのお互いの話し合いをぜひ進めていっていただきたいということを申し上げて質問を終わります。

議長（渋川芳三君） 以上をもちまして、高木尚史議員の質問を終結します。

ここで暫時休憩します。

（休 憩） （午後 3時16分）

（再 開） （午後 3時25分）

議長（渋川芳三君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

事務局次長。

事務局次長（桑原雅幸君） それではお願いいたします。先ほど高木議員さんのほうから千曲荘の未払いの司法手続のことについてのご質問でございますが、回答を精査しまして、後日、全議員の皆さんに文書で回答させていただきたいと思いますが、よろしくお願いいたします。以上でございます。

3 討論、採決

議長（渋川芳三君） 日程3 討論、採決を行います。

初めに討論を行います。討論のあります方は、早急に書面をもって、議長の手元まで通告願います。なお、発言通告書は事務局長のところにあります。

ここで暫時休憩いたします。

（休 憩） （午後 3時26分）

（再 開） （午後 3時26分）

議長（渋川芳三君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

通告がありませんので、以上で討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

初めに、議案第1号 令和元年度老人ホーム建設工事（継続費事業）変更請負契約の締結について採決いたします。

お諮りします。議案第1号について、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起 立 全 員）

議長（渋川芳三君） 起立全員であります。よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号 令和元年度一般会計補正予算（第1号）について採決いたします。

お諮りいたします。議案第2号について、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立全員）

議長（渋川芳三君） 起立全員であります。よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号 令和元年度養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第1号）について採決いたします。

お諮りいたします。議案第3号について、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立全員）

議長（渋川芳三君） 起立全員であります。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号 令和元年度特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第2号）について採決いたします。

お諮りいたします。議案第4号について、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立全員）

議長（渋川芳三君） 起立全員であります。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号 平成30年度一般会計歳入歳出決算認定について採決いたします。

お諮りいたします。議案第5号について、原案のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立全員）

議長（渋川芳三君） 起立全員であります。よって、議案第5号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第6号 平成30年度特別養護老人ホーム望岳荘事業特別会計歳入歳出決算認定について採決いたします。

お諮りいたします。議案第6号について、原案のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

議長(渋川芳三君) 起立全員であります。よって、議案第6号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第7号 平成30年度特別養護老人ホーム高社寮事業特別会計歳入歳出決算認定について採決いたします。

お諮りいたします。議案第7号について、原案のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

議長(渋川芳三君) 起立全員であります。よって、議案第7号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第8号 平成30年度養護老人ホーム高社寮事業特別会計歳入歳出決算認定について採決いたします。

お諮りいたします。議案第8号について、原案のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

議長(渋川芳三君) 起立全員であります。よって、議案第8号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第9号 平成30年度特別養護老人ホーム千曲荘事業特別会計歳入歳出決算認定について採決いたします。

お諮りいたします。議案第9号について、原案のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

議長(渋川芳三君) 起立全員であります。よって、議案第9号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第10号 平成30年度養護老人ホーム千曲荘事業特別会計歳入歳出決算認定について採決いたします。

お諮りいたします。議案第10号について、原案のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

議長（渋川芳三君） 起立全員であります。よって、議案第10号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第11号 平成30年度特別養護老人ホームいで湯の里事業特別会計歳入歳出決算認定について採決いたします。

お諮りいたします。議案第11号について、原案のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

議長（渋川芳三君） 起立全員であります。よって、議案第11号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第12号 平成30年度特別養護老人ホーム菜の花苑事業特別会計歳入歳出決算認定について採決いたします。

お諮りいたします。議案第12号について、原案のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

議長（渋川芳三君） 起立全員であります。よって、議案第12号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第13号 平成30年度特別養護老人ホームふるさと苑事業特別会計歳入歳出決算認定について採決いたします。

お諮りいたします。議案第13号について、原案のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

議長（渋川芳三君） 起立全員であります。よって、議案第13号は原案のとおり認定されました。

議長（渋川芳三君） 以上で予定した議事は全部終了いたしました。

ここで連合長から挨拶があります。

連合長。

(広域連合長 池田 茂君 登壇)

広域連合長（池田茂君） 令和元年10月北信広域連合議会定例会の閉会に当たりまして、一

言、ご挨拶を申し上げます。

10月21日に開会し、本日までの16日間にわたる会期中、議員各位におかれましては、慎重にご審議をいただき、上程を申し上げました各議案ともそれぞれお認めをいただきました。まことにありがとうございました。

今後とも広域連合として各市町村との連携をさらに深め、福祉サービスの充実を図るとともに、地域社会の発展に努めてまいりたいと考えております。

議員各位におかれましては、北信地域発展のため、今後ともより一層のご支援、ご協力を賜りますようお願いを申し上げますとともに、ご健勝とご活躍をご祈念いたしまして、閉会のご挨拶とさせていただきます。

大変ありがとうございました。

4 閉 会

議長（洪川芳三君） 以上をもちまして、令和元年10月北信広域連合議会定例会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

（閉 会） （午後 3時34分）

以上会議のてん末を記載し、相違ないことを証明するためここに署名する。

令和元年11月5日

北信広域連合議会

議 長 洪 川 芳 三

署名議員 渡 辺 美智子

署名議員 芦 澤 孝 幸